

世界のサイフ

追加型投信／海外／債券



ファンドの概要

設定日：2006年12月15日 償還日：2026年10月13日
 決算日：原則毎月12日 収益分配：決算日毎（第2期以降）

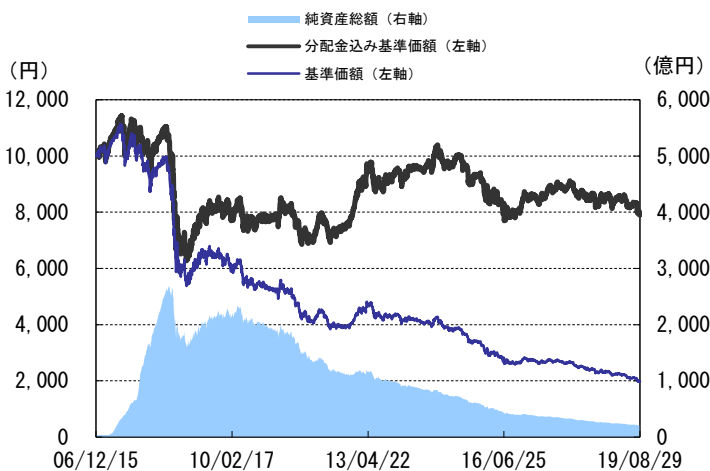
【ファンドの特色】

1. 原則として高金利の10通貨を選定し、当該通貨建ての短期債券などに投資します。
2. 原則として、毎月、安定した収益分配を行なうことをめざします。

運用実績

※このレポートでは基準価額および分配金を1万円当たりで表示しています。
 ※当レポート中の各数値は四捨五入して表示している場合がありますので、
 それを用いて計算すると誤差が生じることがあります。
 ※当レポートのグラフ、数値等は過去のものであり、将来の運用成果等を
 約束するものではありません。

<基準価額の推移>



基準価額：1,978円

純資産総額：204.56億円

<基準価額の騰落率>

1ヵ月	3ヵ月	6ヵ月	1年	3年	設定来
-4.45%	-3.68%	-7.44%	-4.22%	-0.25%	-20.68%

※基準価額の騰落率は、分配金（税引前）を再投資し計算しています。

<基準価額騰落の要因分解>

前月末基準価額	2,091円	
当月お支払いした分配金	-20円	
為替要因	ポーランドズロチ	-10円
	オーストラリアドル	-8円
	ニュージーランドドル	-13円
	カナダドル	-6円
	メキシコペソ	-15円
	ノルウェークローネ	-12円
	アメリカドル	-4円
	韓国ウォン	-10円
	トルコリラ	-14円
チリペソ	-9円	
債券要因	インカムゲイン	7円
	キャピタルゲイン	1円
その他	-1円	
当月末基準価額	1,978円	

※上記の要因分解は、概算値であり、実際の基準価額の変動を正確に説明するものではありません。傾向を知るための参考値としてご覧ください。

※分配金込み基準価額の推移は、分配金（税引前）を再投資したものを表示しています。

※基準価額は、信託報酬（後述の「手数料等の概要」参照）控除後の値です。信託報酬の詳細につきましては、後述の「手数料等の概要」をご覧ください。

<資産構成比率>

マルチカレンシーファンド クラスB	98.7%
マネー・マーケット・マザーファンド	0.1%
現金・その他	1.2%

<分配金実績（税引前）と決算日の基準価額>

	設定来合計	直近12期計	18-9-12	18-10-12	18-11-12	18-12-12	19-1-15
分配金	6,420円	240円	20円	20円	20円	20円	20円
基準価額	-	-	2,276円	2,294円	2,316円	2,301円	2,205円
	19-2-12	19-3-12	19-4-12	19-5-13	19-6-12	19-7-12	19-8-13
分配金	20円	20円	20円	20円	20円	20円	20円
基準価額	2,226円	2,218円	2,213円	2,119円	2,098円	2,099円	1,986円

投資信託は、値動きのある資産（外貨建資産は為替変動リスクもあります。）を投資対象としているため、基準価額は変動します。したがって、元金を割り込むことがあります。後述のリスク情報とその他の留意事項をよくお読みください。

■当資料は、投資者の皆様にご理解を深めていただくことを目的として、日興アセットマネジメントが作成した販売用資料です。掲載されている見解は、当資料作成時点のものであり、将来の市場環境や運用成果などを保証するものではありません。

世界のサイフ

マルチカレンシーファンド クラスBのポートフォリオの内容

※日興アセットマネジメント ヨーロッパ リミテッドより提供された情報です。

<通貨別構成比>

アメリカドル	10.5%
ノルウェークローネ	10.3%
カナダドル	10.1%
韓国ウォン	10.1%
メキシコペソ	10.0%
ニュージーランドドル	9.9%
ポーランドズロチ	9.9%
トルコリラ	9.8%
オーストラリアドル	9.7%
チリペソ	9.6%
その他	0.0%

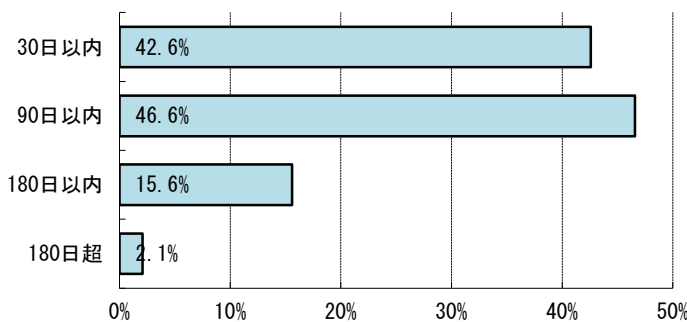
※比率は当外国投資信託の純資産総額比です。
※その他は円などです。

<格付別構成比>

短期金融商品	P-1	36.5%
	P-2	0.0%
	P-3以下	0.0%
	平均格付	P-1
債券	Aaa	28.6%
	Aa	39.9%
	A	1.9%
	Baa以下	0.0%
	平均格付	Aa2

※比率は当外国投資信託の純資産総額比です。
※格付はMoody's、S&Pのうち、高い格付を採用しています。
※短期金融商品はコマーシャルペーパーや短期のソブリン債などです。
※平均格付とは、データ基準日時点で当外国投資信託が保有している有価証券などに係る信用格付を加重平均したものであり、当外国投資信託に係る信用格付ではありません。

<残存別構成比>



※比率は当外国投資信託の純資産総額比です。
※変動利付債は次回利払い日までの日数で計算しています。

<公社債種別構成比>

ソブリン債	60.4%
社債・その他	46.4%
社債	18.8%
ABS	0.0%
コマーシャルペーパー	27.6%
その他	0.0%

※比率は当外国投資信託の純資産総額比です。
※ソブリン債は国債、政府機関債、政府保証債、国際機関債などです。

<ポートフォリオの特性値>

ポートフォリオの最終利回り	5.01%
ポートフォリオの平均残存日数	52日
組入債券の銘柄数	34銘柄

※最終利回りは、個別債券および短期金融資産について加重平均したものです。
※最終利回りは、債券および短期金融資産を満期まで保有した場合の利回りです。将来得られる期待利回りを示すものではありません。

投資信託は、値動きのある資産（外貨建資産は為替変動リスクもあります。）を投資対象としているため、基準価額は変動します。したがって、元金を割り込むことがあります。後述のリスク情報とその他の留意事項をよくお読みください。

■当資料は、投資者の皆様にご理解を高めることを目的として、日興アセットマネジメントが作成した販売用資料です。掲載されている見解は、当資料作成時点のものであり、将来の市場環境や運用成果などを保証するものではありません。

世界のサイフ

運用コメント

※運用方針等は作成基準日現在のものであり、将来の市場環境の変動等により変更される場合があります。

◎市場環境

【カナダ】

カナダドルは、カナダの消費者物価指数が市場予想を上回ったことなどが上昇要因となりましたが、カナダの主要輸出品目である原油価格が下落したことや、米中間の通商や通貨政策を巡る関係悪化などからリスク回避の円買い需要が強まったことなどを背景に、円に対して下落しました。

【ノルウェー】

ノルウェークローネは、ノルウェーの景況感指数が低調な結果であったことなどからノルウェークローネが売られたことや、米中間の通商や通貨政策を巡る関係悪化などからリスク回避の円買い需要が強まったことなどを背景に、円に対して下落しました。

【アメリカ】

アメリカドルは、円に対して下落しました。月初は、通商政策や通貨政策を巡る米国と中国の関係悪化などからリスク回避の円買い需要が強まったことなどが、アメリカドルの重しとなりました。その後は、米国連邦公開市場委員会（FOMC）議事要旨を受けて、継続的な利下げ観測が後退したことなどがアメリカドル買いの要因となったものの、米国製造業の業況感が悪化したことや、米中間でのさらなる追加関税や関税率引き上げなど関税賦課を巡る応酬が嫌気されたことなどを背景に、前月末比で円に対して下落して月末を迎えました。

【メキシコ】

メキシコペソは対円で下落しました。香港での抗議運動が長引いていることや、英国の「合意なき欧州連合（EU）離脱」のリスクが高まっていること、米中間の貿易をめぐる緊張が高まったことなどが引き続き世界経済の逆風となっており、その影響で市場のリスクオフ心理が強まりました。メキシコ国内では、経済がさらなる鈍化の兆候をみせ、6月の小売売上高が市場予想を下回るとともに、第2四半期のGDPも市場予想を下回りました。これらのことを背景にしたメキシコの中央銀行による利下げの決定は驚くにはあたらぬ、と市場ではみえています。

【チリ】

チリペソは対円で下落しました。香港での抗議運動が長引いていることや、英国の「合意なき欧州連合（EU）離脱」のリスクが高まっていること、米中間の貿易をめぐる緊張が高まったことなどが引き続き世界経済の逆風となっており、その影響で市場のリスクオフ心理が強まりました。チリ国内では、6月の鉱工業生産が市場予想を大きく下回るとともに、同月の経済活動指数も市場予想を下回りました。また、同月の小売売上高も減少するなど、チリ経済の一段の低迷が示唆されています。

【ポーランド】

ポーランドズロチは対円で下落しました。香港での抗議運動が長引いていることや、英国の「合意なき欧州連合（EU）離脱」のリスクが高まっていること、米中間の貿易をめぐる緊張が高まったことなどが引き続き世界経済の逆風となっており、その影響で市場のリスクオフ心理が強まりました。ポーランド国内では、7月のコアインフレ率が市場予想を上回るなど、上昇基調が継続しています。インフレの加速は労働市場のタイト化と整合しており、7月の平均総賃金は前月と市場予想を上回る顕著な伸びとなりました。一方、7月の小売売上高や同鉱工業生産などが市場予想を下回りました。

【オーストラリア】

オーストラリアドルは、オーストラリアの雇用統計が堅調な内容であったことなどが上昇要因となったものの、主要な貿易相手国である中国の低調な内容の経済指標の発表などからオーストラリアドルが売られたことや、米中間の通商や通貨政策を巡る関係悪化などからリスク回避の円買い需要が強まったことなどを背景に、円に対して下落しました。

【ニュージーランド】

ニュージーランドドルは、ニュージーランド準備銀行（RBNZ）が政策金利を引き下げたことや、米中間の通商や通貨政策を巡る関係悪化などからリスク回避の円買い需要が強まったことなどを背景に、円に対して下落しました。

【韓国】

韓国ウォンは対円で下落しました。香港での抗議運動が長引いていることや、「合意なきブレグジット（英国のEU離脱）」のリスクが高まっていること、米中間で貿易をめぐる緊張が続いていることが世界経済の逆風となり続けており、その影響で市場のリスクオフ心理が強まりました。韓国国内では、7月の消費者物価指数（CPI）が市場予想を下回り、7ヵ月連続で1%を下回りました。輸送費、通信費、娯楽費の下落に加えて食品価格の下落がインフレ圧力低下の主因と考えられています。また、予想にたがわず、同国の7月輸出は世界経済の成長モメンタムの鈍化を受けて前年同月比マイナス11%と減少が続いています。半導体輸出の減少と対中国での全般的な売上低迷がその中心となっています。

【トルコ】

トルコリラは対円で下落しました。香港での抗議運動が長引いていることや、英国の「合意なき欧州連合（EU）離脱」のリスクが高まっていること、米中間の貿易をめぐる緊張が高まったことなどが引き続き世界経済の逆風となっており、その影響で市場のリスクオフ心理が強まりました。トルコの中央銀行は商業銀行の融資の伸び率に応じて預金準備率や準備預金に対する付利を変更することを決定しましたが、これは実質的に信用拡大の加速につながることから、トルコリラにさらなる悪影響を及ぼしました。過去において、信用の伸びの加速は経常赤字やインフレといった同国の経済不均衡の増大につながってきており、したがって、市場が中央銀行のこれらの決定をある程度嫌気したのは驚くことではありません。

投資信託は、値動きのある資産（外貨建資産は為替変動リスクもあります。）を投資対象としているため、基準価額は変動します。したがって、元金を割り込むことがあります。後述のリスク情報とその他の留意事項をよくお読みください。

■当資料は、投資者の皆様にご理解を高めることを目的として、日興アセットマネジメントが作成した販売用資料です。掲載されている見解は、当資料作成時点のものであり、将来の市場環境や運用成果などを保証するものではありません。

世界のサイフ

運用コメント

※運用方針等は作成基準日現在のものであり、将来の市場環境の変動等により変更される場合があります。

◎運用概況

当ファンドでは、高い収益を得ることを目的としながら、格付の高い金融商品に幅広く投資しています。当月の基準価額は前月末比で下落しました。香港における長引く抗議活動、英国の合意なきEU離脱のリスクが高まったこと、米中貿易摩擦の継続などにより世界経済の先行きに対する懸念が広がり、リスク回避の心理が強まるなか、当ファンドの投資対象通貨の多くが日本円に対して下落しました。特に軟調に推移したのは、メキシコペソやトルコリラなどの新興国通貨でした。また、ニュージーランド準備銀行（RBNZ）が予想を上回る政策金利の引き下げに踏み切ったことを背景に、ニュージーランドドルも軟調に推移しました。世界的に金利が大きく低下したことは、基準価額の下支え要因となりました。

◎今後の見通し

制裁関税の応酬が一段と激化するなかで、米中貿易摩擦が引き続きグローバルなリスクセンチメントを左右する要因となっています。トランプ大統領は、追加で3000億米ドル分の中国製品を対象に10%の追加関税を上乗せすると発表しており、電子機器、玩具などの消費財が直接影響を受けることになります。これを受けて、中国政府は、米産原油に対する5%の追加関税を含む、750億米ドル分の米国からの輸入品に対して報復関税を課すと発表しました。この対抗措置として、トランプ大統領は、現行の追加関税率を5%引き上げ、発動予定の制裁関税率を5%上乗せすると発表しました。その一方で、米連邦準備制度理事会（FRB）は、トランプ大統領の要求する積極的な緩和サイクルには反対の立場をとってきましたが、パウエルFRB議長はジャクソンホールで開かれたシンポジウムで、米中貿易摩擦を巡る不確実性の高まりを踏まえ、追加緩和が正当化されることを示唆すると同時に、金融緩和の限界について警告を発したことから、トランプ大統領のさらなる怒りを買う結果となりました。こうした状況にもかかわらず、米国の経済指標には経済が比較的安定していることを示す兆候が見られます。足元で雇用が弱含む兆候が見られますが、雇用者数の伸びは依然としてリセッション（景気後退）となる水準を大幅に上回っています。金融環境は依然として極めて緩和的であり、住宅セクターにおける初期段階の回復を後押しする要因となっており、足元では住宅ローン申請件数が急増しています。9月に利下げが決定されるのはほぼ確実とみられており、米中貿易交渉の進展次第が見込まれない中、さらなる利下げの実施の可能性が高まっています。米国債のイールドカーブが逆イールド化しリセッション入り懸念が高まるなかで、市場心理は過度に悲観的になっていますが、当ファンドは、米国におけるリセッション入り懸念は行き過ぎであると考えています。

ブレグジット交渉には何ら進展が見られておらず、英国のジョンソン首相は北アイルランド国境を巡るバックストップ（防衛策）条項の変更を主張していますが、EU側は同条項の修正に応じていません。首相は9月下旬から議会を休会とする方針を表明しましたが、これは合意なきEU離脱を阻止する法案の可決を防ぐためと受け止められています。

オーストラリアでは、住宅市場が安定化に向かい始めていることを示す兆候が見られますが、経済指標は依然として弱い結果となっています。第2四半期の消費者物価指数（CPI）はコンセンサス予想を上回りましたが、依然として低水準にとどまっています。失業率は、労働参加率が概ね横ばいとなるなかで、横ばいとなりました。オーストラリア準備銀行（RBA）は、6月と7月の金融政策理事会では連続で利下げを決定していますが、8月の金融政策理事会では政策金利を1.0%に据え置くことを決定しています。外需や国内消費の低迷が継続する場合には、追加利下げが実施される可能性が高いでしょう。

ニュージーランドについては、足元の経済指標が強弱混在した内容となっています。雇用者数は堅調に増加、失業率が低下しており、労働市場は引き続き引き締まっています。しかし、インフレ期待は引き続き弱まっており、低水準が継続しています。ニュージーランド準備銀行（RBNZ）は、外部環境の悪化やインフレ圧力が乏しいことを踏まえて、8月に市場予想を上回る0.5%の利下げに踏み切り、政策金利を1.0%にすることを決定しました。

ノルウェー経済はここ数年の着実な成長を受け、余剰生産能力が徐々に減少していると考えられますが、国内経済活動は、外需、原油価格の上昇、国内の低金利を背景として下支えされています。外部環境の悪化から経済活動がやや低下していますが、そのペースは潜在成長率に近い水準にとどまっています。また、消費者物価指数（CPI）は目標値を上回り、インフレ圧力も若干強まっています。好調な国内経済を踏まえ、ノルウェー銀行は6月に政策金利を0.25%引き上げましたが、8月は市場予想通り政策金利を据え置くことを決定しています。外部の動向により利上げ期待は抑制される可能性が高いでしょう。

カナダでは、中国が導入した貿易制限措置がカナダの輸出に直接的な影響を与えているため、貿易摩擦の高まりは国内経済を圧迫しました。一方で、鉄鋼・アルミニウム関税の撤廃および米国・メキシコ・カナダ協定（USMCA）批准の見通しが高まったことで、カナダの輸出と投資が押し上げられ、米中貿易戦争の負の影響が一部相殺される可能性が高いと考えられます。カナダ銀行（BoC）は景気減速が一時的なものと考えており、労働市場の強さも企業が最近の低迷を一時的なものとして受け止めていることを示唆しています。経済成長率が潜在成長率に回帰しているにもかかわらず、米中貿易摩擦を背景にインフレや経済活動の見通しが不透明であることから、BoCは現在の政策金利の緩和度合いが妥当であるという見方を表明しています。

2019年初めには、世界の主要な中央銀行が年間を通して、利上げやバランスシート縮小による流動性の引き締めを継続する可能性が高いという見方が大勢を占めていました。しかし、米連邦準備制度理事会（FRB）が一段とハト派（景気に対して弱気）色を強めるなかで、7月に利下げに踏み切っており、さらに年内に追加利下げを実施する可能性があること、また欧州中央銀行（ECB）のドラギ総裁が9月の理事会で利下げと資産買い入れ策再開を決定する可能性を示唆したことなどを踏まえると、現在では状況が大幅に異なってきたように思われます。こうした状況を踏まえて、新興国債券、特に健全なファンダメンタルズ（経済の基礎的条件）に下支えされた新興国債券は外国人投資家からの資金流入の増加という恩恵を引き続き享受することから、新興国債券にとっては好環境が続くと見えています。また、先進国市場における経済成長の緩やかな鈍化によって、新興国市場の経済成長が相対的に魅力的になっているように思われます。さらに、中国経済の鈍化は他の新興国市場にも波及していますが、このことはすでに十分織り込まれています。しかし、米中貿易戦争が大幅に激化しており、現在では中国からの輸入品の大半に追加関税が賦課されていることを踏まえると、米中貿易戦争長期化の可能性の高まりを考慮に入れる必要があります。一方で、中国政府は複数の景気刺激策を実施しており、追加関税の影響をある程度相殺しています。新興国市場資産に対する売りが高まったことに伴い、新興国通貨のバリュエーション（価値評価）は改善しています。米中貿易戦争を巡る発言の激化を踏まえると、新興国市場については、短期的には慎重な姿勢を維持する必要がありますが、中期的な見通しは魅力的であるという見方を維持しています。

投資信託は、値動きのある資産（外貨建資産は為替変動リスクもあります。）を投資対象としているため、基準価額は変動します。したがって、元金を割り込むことがあります。後述のリスク情報とその他の留意事項をよくお読みください。

■当資料は、投資者の皆様にご理解を高めることを目的として、日興アセットマネジメントが作成した販売用資料です。掲載されている見解は、当資料作成時点のものであり、将来の市場環境や運用成果などを保証するものではありません。

■お申込みメモ

商品分類	追加型投信／海外／債券
購入単位	販売会社が定める単位 ※販売会社の照会先にお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
信託期間	2026年10月13日まで(2006年12月15日設定)
決算日	毎月12日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	毎決算時に、分配金額は、委託会社が決定するものとし、原則として、安定した分配を継続的にこなうことをめざします。 ※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
購入・換金申込不可日	販売会社の営業日であっても、下記のいずれかに該当する場合は、購入・換金の申込みの受付は行いません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 ・英国証券取引所の休業日 ・ニューヨーク証券取引所の休業日 ・ロンドンの銀行休業日 ・ニューヨークの銀行休業日
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。
課税関係	原則として、分配時の普通分配金ならびに換金時および償還時の差益は課税の対象となります。 ※課税上は、株式投資信託として取り扱われます。 ※公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 ※配当控除の適用はありません。 ※益金不算入制度は適用されません。

■手数料等の概要

投資者の皆様には、以下の費用をご負担いただきます。

<申込時、換金時にご負担いただく費用>

購入時手数料	購入時の基準価額に対し2.16%*(税抜2%)以内 *消費税率が10%になった場合は、2.2%となります。 ※購入時手数料は販売会社が定めます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 ※収益分配金の再投資により取得する口数については、購入時手数料はかかりません。 《ご参考》 (金額指定で購入する場合) 購入金額に購入時手数料を加えた合計額が指定金額(お支払いいただく金額)となるよう購入口数を計算します。例えば、100万円の金額指定で購入する場合、指定金額の100万円の中から購入時手数料(税込)をいただきますので、100万円全額が当ファンドの購入金額とはなりません。 ※上記の計算方法と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。 (口数指定で購入する場合) 例えば、基準価額10,000円のとときに、購入時手数料率2.16%*(税込)で、100万円ご購入いただく場合は、次のように計算します。 購入金額=(10,000円/1万円)×100万円=100万円、購入時手数料=購入金額(100万円)×2.16%*(税込)=21,600円となり、購入金額に購入時手数料を加えた合計額102万1,600円をお支払いいただくこととなります。 *消費税率が10%になった場合は、上記例示の購入時手数料率(税込)は2.2%になり、それに基づき計算される金額も増加します。
--------	--

換金手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
運用管理費用(信託報酬)	<信託財産で間接的にご負担いただく(ファンドから支払われる)費用> 純資産総額に対し年率0.95605%*(税抜0.90405%)程度が実質的な信託報酬となります。 *消費税率が10%になった場合は、0.96905%となります。 信託報酬率の内訳は、当ファンドの信託報酬率が年率0.702%*(税抜0.65%)、投資対象とする外国投資信託の組入れに係る信託報酬率が年率0.25405%程度となります。 *消費税率が10%になった場合は、0.715%となります。 当該外国投資信託の信託報酬率は、純資産総額や為替相場によって変動します。それに伴い、実質的な信託報酬率も変動します。
その他の費用・手数料	目論見書などの作成・交付に係る費用および監査費用などについては、 <u>ファンドの日々の純資産総額に対して年率0.1%を乗じた額の信託期間を通じて合計を上限とする額</u> が信託財産から支払われます。 組入る有価証券の売買委託手数料、借入金の利息および立替金の利息などがその都度、信託財産から支払われます。 ※運用状況などにより変動するものであり、事前に料率、上限額などを表示することはできません。

※投資者の皆様にご負担いただくファンドの費用などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することができません。

※詳しくは、投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

■委託会社、その他関係法人

委託会社	日興アセットマネジメント株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社
販売会社	販売会社については下記にお問い合わせください。 日興アセットマネジメント株式会社 〔ホームページ〕www.nikkoam.com/ 〔コールセンター〕0120-25-1404(午前9時～午後5時。土、日、祝・休日は除く。)

■お申込みに際しての留意事項

○リスク情報

・投資者の皆様は投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者(受益者)の皆様
に帰属します。なお、当ファンドは預貯金とは異なります。

・当ファンドは、主に債券を実質的な投資対象としますので、債券の価格の下落や、債券の発行体の財務状況や業績の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資する場合には、為替の変動により損失を被ることがあります。

投資対象とする投資信託証券の主なリスクは以下の通りです。

価格変動リスク

公社債は、金利変動により価格が変動するリスクがあります。一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。ただし、その価格変動幅は、残存期間やクーポンレートなどの発行条件などにより債券ごとに異なります。

流動性リスク

市場規模や取引量が少ない状況においては、有価証券の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは、価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。

信用リスク

公社債および短期金融資産の発行体にデフォルト（債務不履行）が生じた場合またはそれが予想される場合には、公社債および短期金融資産の価格が下落（価格がゼロになることもあります。）し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。また、実際にデフォルトが生じた場合、投資した資金が回収できないリスクが高い確率で発生します。

為替変動リスク

外貨建資産については、一般に外国為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。

※ファンドが投資対象とする投資信託証券は、これらの影響を受けて価格が変動しますので、ファンド自身にもこれらのリスクがあります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

○その他の留意事項

当資料は、投資者の皆様へ「世界のサイフ」へのご理解を高めていただくことを目的として、日興アセットマネジメントが作成した販売用資料です。当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。投資信託の運用による損益は、すべて受益者の皆様に帰属します。当ファンドをお申込みの際には、投資信託説明書（交付目論見書）などを販売会社よりお渡ししますので、内容を必ずご確認のうえ、お客様ご自身でご判断ください。

設定・運用は 日興アセットマネジメント株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第368号
加入協会：一般社団法人投資信託協会
一般社団法人日本投資顧問業協会

投資信託説明書(交付目録見書)のご請求・お申込みは

金融商品取引業者等の名称	登録番号	加入協会			
		日本証券業協会	一般社団法人日本投資顧問業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会
藍澤証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第6号	○	○	
会津信用金庫	登録金融機関	東北財務局長(登金)第20号			
株式会社あおぞら銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第8号	○		○
あかつき証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第67号	○	○	○
朝日信用金庫	登録金融機関	関東財務局長(登金)第143号	○		
足利小山信用金庫	登録金融機関	関東財務局長(登金)第217号			
株式会社足利銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第43号	○		○
あぶくま信用金庫	登録金融機関	東北財務局長(登金)第24号			
尼崎信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第39号	○		
株式会社池田泉州銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第6号	○		○
池田泉州T T証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第370号	○		
石巻信用金庫	登録金融機関	東北財務局長(登金)第25号			
伊万里信用金庫	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第18号			
株式会社伊予銀行	登録金融機関	四国財務局長(登金)第2号	○		○
永和信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第43号			
エース証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第6号	○		
株式会社SMB C信託銀行 ※右の他に一般社団法人投資信託協会にも加入	登録金融機関	関東財務局長(登金)第653号	○	○	○
SMB C日興証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第2251号	○	○	○
株式会社SBI証券	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第44号	○		○
愛媛信用金庫	登録金融機関	四国財務局長(登金)第15号			
遠州信用金庫	登録金融機関	東海財務局長(登金)第28号			
大阪シティ信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第47号	○		
大阪信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第45号			
岡崎信用金庫	登録金融機関	東海財務局長(登金)第30号	○		
おかやま信用金庫	登録金融機関	中国財務局長(登金)第19号	○		
沖縄県労働金庫	登録金融機関	沖縄総合事務局長(登金)第8号			
帯広信用金庫	登録金融機関	北海道財務局長(登金)第15号			
遠賀信用金庫	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第21号			
株式会社香川銀行	登録金融機関	四国財務局長(登金)第7号	○		
香川証券株式会社	金融商品取引業者	四国財務局長(金商)第3号	○		
株式会社鹿児島銀行	登録金融機関	九州財務局長(登金)第2号	○		
株式会社鹿児島銀行 (委託金融商品取引業者 九州FG証券株式会社)	登録金融機関	九州財務局長(登金)第2号	○		
カブドットコム証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第61号	○		○
九州FG証券株式会社	金融商品取引業者	九州財務局長(金商)第18号	○		
九州労働金庫	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第39号			
株式会社紀陽銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第8号	○		
株式会社京都銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第10号	○		○
京都信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第52号	○		
京都中央信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第53号	○		
京都北都信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第54号			
株式会社きらやか銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第15号	○		
桐生信用金庫	登録金融機関	関東財務局長(登金)第234号			
近畿産業信用組合	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第270号	○		
近畿労働金庫	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第90号			
株式会社熊本銀行	登録金融機関	九州財務局長(登金)第6号	○		
呉信用金庫	登録金融機関	中国財務局長(登金)第25号			
ぐんぎん証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第2938号	○		
株式会社群馬銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第46号	○		○
株式会社京葉銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第56号	○		
神戸信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第56号			
コザ信用金庫	登録金融機関	沖縄総合事務局長(登金)第7号			
湖東信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第57号			
埼玉信用金庫	登録金融機関	関東財務局長(登金)第202号	○		
株式会社佐賀共栄銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第10号	○		
さがみ信用金庫	登録金融機関	関東財務局長(登金)第191号			
佐野信用金庫	登録金融機関	関東財務局長(登金)第223号			
株式会社滋賀銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第11号	○		○
四国アライアンス証券株式会社	金融商品取引業者	四国財務局長(金商)第21号	○		
四国労働金庫	登録金融機関	四国財務局長(登金)第26号			
静岡県労働金庫	登録金融機関	東海財務局長(登金)第72号			
しずおか焼津信用金庫	登録金融機関	東海財務局長(登金)第38号			
株式会社七十七銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第5号	○		○
七十七証券株式会社	金融商品取引業者	東北財務局長(金商)第37号	○		
芝信用金庫	登録金融機関	関東財務局長(登金)第158号			
株式会社ジャパンネット銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第624号	○		○
株式会社十八銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第2号	○		
株式会社新生銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第10号	○		○
株式会社親和銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第3号	○		
須賀川信用金庫	登録金融機関	東北財務局長(登金)第38号			
スルガ銀行株式会社	登録金融機関	東海財務局長(登金)第8号	○		

投資信託説明書(交付目録見書)のご請求・お申込みは

金融商品取引業者等の名称	登録番号	加入協会				
		日本証券業協会	一般社団法人 日本 投資顧問業 協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 第二種 金融商品 取引業協会	
瀬戸信用金庫	登録金融機関	東海財務局長(登金)第46号	○			
高崎信用金庫	登録金融機関	関東財務局長(登金)第237号				
高山信用金庫	登録金融機関	東海財務局長(登金)第47号				
但馬信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第67号				
玉島信用金庫	登録金融機関	中国財務局長(登金)第30号				
多摩信用金庫	登録金融機関	関東財務局長(登金)第169号	○			
中央労働金庫	登録金融機関	関東財務局長(登金)第259号				
中国労働金庫	登録金融機関	中国財務局長(登金)第53号				
鶴岡信用金庫	登録金融機関	東北財務局長(登金)第41号				
東海東京証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第140号	○		○	○
東海労働金庫	登録金融機関	東海財務局長(登金)第70号				
東京東信用金庫	登録金融機関	関東財務局長(登金)第179号	○			
東北労働金庫	登録金融機関	東北財務局長(登金)第68号				
株式会社東和銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第60号	○			
株式会社鳥取銀行	登録金融機関	中国財務局長(登金)第3号	○			
長野県労働金庫	登録金融機関	関東財務局長(登金)第268号				
奈良信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第71号	○			
奈良中央信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第72号				
株式会社南都銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第15号	○			
新潟県労働金庫	登録金融機関	関東財務局長(登金)第267号				
西尾信用金庫	登録金融機関	東海財務局長(登金)第58号				
日産証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第131号	○		○	
野村証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第142号	○	○	○	○
株式会社八十二銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第49号	○		○	
浜銀T T証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第1977号	○			
浜松磐田信用金庫	登録金融機関	東海財務局長(登金)第61号				
株式会社百十四銀行	登録金融機関	四国財務局長(登金)第5号	○		○	
兵庫信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第81号	○			
平塚信用金庫	登録金融機関	関東財務局長(登金)第196号				
株式会社広島銀行	登録金融機関	中国財務局長(登金)第5号	○		○	
広島信用金庫	登録金融機関	中国財務局長(登金)第44号	○			
フィデリティ証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第152号	○			
福井信用金庫	登録金融機関	北陸財務局長(登金)第32号				
株式会社福岡銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第7号	○		○	
福岡ひびき信用金庫	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第24号	○			
福島信用金庫	登録金融機関	東北財務局長(登金)第50号				
株式会社豊和銀行	登録金融機関	九州財務局長(登金)第7号	○			
株式会社北越銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第48号	○		○	
北陸労働金庫	登録金融機関	北陸財務局長(登金)第36号				
株式会社北海道銀行	登録金融機関	北海道財務局長(登金)第1号	○		○	
北海道信用金庫	登録金融機関	北海道財務局長(登金)第19号				
北海道労働金庫	登録金融機関	北海道財務局長(登金)第38号				
株式会社北國銀行	登録金融機関	北陸財務局長(登金)第5号	○		○	
松井証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第164号	○		○	
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第165号	○	○	○	
みずほ証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第94号	○	○	○	○
株式会社みなと銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第22号	○		○	
宮城第一信用金庫	登録金融機関	東北財務局長(登金)第52号				
株式会社武蔵野銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第38号	○			
めぶき証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第1771号	○			
社の都信用金庫	登録金融機関	東北財務局長(登金)第39号				
大和信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第88号	○			
株式会社横浜銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第36号	○		○	
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第195号	○	○	○	○

※上記販売会社情報は、作成時点の情報に基づいて作成しております。
 ※販売会社によっては取扱いを中止している場合がございます。

収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

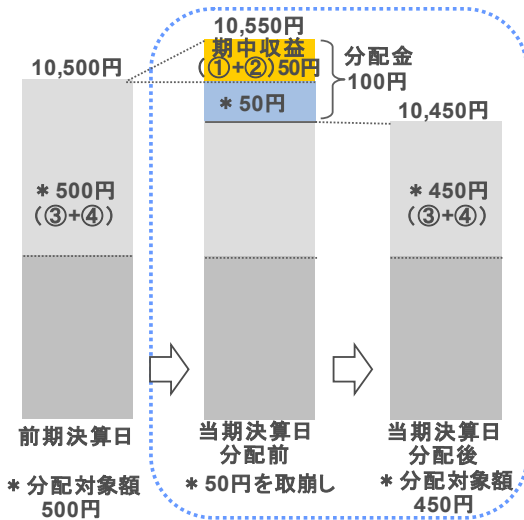
投資信託で分配金が支払われるイメージ



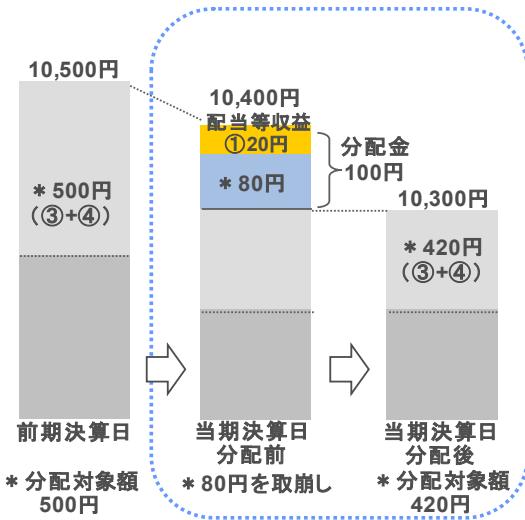
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算から基準価額が上昇した場合



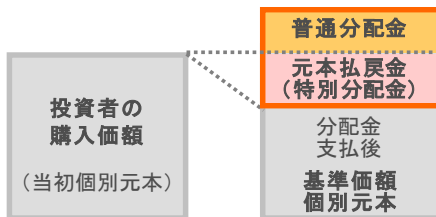
前期決算から基準価額が下落した場合



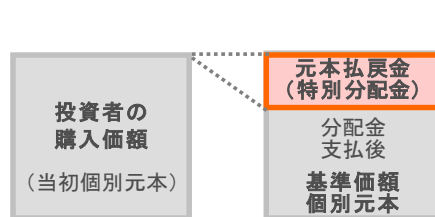
(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。
 ※上記はイメージであり、将来の分配金の支払いおよび金額ならびに基準価額について示唆、保証するものではありません。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりの方が小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

普通分配金 : 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。
元本払戻金 (特別分配金) : 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。